



27(公社)全宅連発政策第3号
平成27年4月1日

都道府県協会会長殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小林



すまい給付金の申請期限延長についての協力依頼

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

ご案内のとおり、平成26年4月1日の消費税率引上げに伴いスタートした「すまい給付金」については、平成27年4月1日で施行後1年を迎えました。

本制度の申請期限は住宅の引渡し後1年となっておりましたが、確定申告時期にあわせて申請・問い合わせが増加していることなどから、当面、申請期限を3ヶ月延長し、住宅の引渡しから1年3ヶ月とされることとなりました。

つきましては、国土交通省からの協力依頼文書を下記のとおりご送付いたしますので、貴協会傘下会員等にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、現在も昨年4月～6月頃に引渡しを受けた住宅に係る申請が一定数見られるようです。今般の申請期限の延長とあわせて、本年2月より開始されております申請サポートの活用等により、申請漏れ対策を徹底いただきますよう注意喚起方御協力をお願いします。

敬 具

記

1. 国土交通省住宅局住宅生産課長

すまい給付金の申請期限延長の申請期限延長について(協力依頼)文書・・・1部

《本件に係るお問合せ先》

◇国土交通省住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111

夜間直通 : 03-5253-8510

担当 : 企画専門官 豊嶋太郎 (内線39463)

係長 原口統 (内線39448)

《すまい給付金HP》

<http://sumai-kyufu.jp/>

以 上

国住生第 729 号

平成 27 年 3 月 31 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

会長 伊藤 博 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



すまい給付金の申請期限延長について

(協力依頼)

平素は住宅行政にご協力頂き大変ありがとうございます。

消費税率の引上げに伴いスタート致しました「すまい給付金」については、平成 27 年 4 月 1 日で施行後 1 年を迎えます。

本制度の申請期限は住宅の引渡し後 1 年となっておりましたが、確定申告時期にあわせて申請・問い合わせが増加していることなどから、当面、申請期限を 3 ヶ月延長し、住宅の引渡しから 1 年 3 ヶ月とすることといたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会所属の団体の会員企業に対し、申請期限の延長について周知いただきたいと存じます。

なお、現在も昨年 4 月～6 月頃に引渡しを受けた住宅に係る申請が一定数見られます。今般の申請期限の延長とあわせて、本年 2 月より開始しております申請サポートの活用等により、申請漏れ対策を徹底いただきますよう注意喚起方御協力をお願いします。

《本件に係る問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111

夜間直通 : 03-5253-8510

担当 : 企画専門官 豊嶋太郎 (内線 39463)

係長 原口統 (内線 39448)